

第八回 参議院通商産業委員会會議録第三号

昭和二十五年七月二十一日(金曜日)
午後一時四十分開会

本日の會議に付した事件
○商品取引所法案(内閣提出)

○委員長(深川榮左王門君) 只今から
委員會を開会いたします。先ず昨日栗
山君から御質問のありました問題に對
して大臣から御答弁がありますから、
お聞取りを願います。

○國務大臣(橋本龍溪君) 朝鮮事變のそ
の後の推移につきましては何と申しま
しても我が國におきまして確乎たる見
通しのつき得ないことは申すまでもな
いと思ひます。又或る程度長期に亘
る、又或る程度拡大するといふことが
ないとも限らぬといふ考えは持つてい
るのであります。現在我が國には必要
としますところの輸入原料は事變が發
生後も順調に輸入の商談が十分行われ
ているといふことを御了承願ひたいと
思ひます。お話のありました棉花、羊
毛、ゴム等の輸入につきましても、今
後の予定数量の輸入はできるものと考
えております。一方外貨資金の割當に
つきましても許可あり次第に自動許可
制を実施いたすならば、従来よりも一
般と事業の繁榮を拡大して、經濟の情
勢に即応する方針でありますので、こ
れと相待ちまして、取引所の開設の本
旨を全うすることができると考へるの
であります。実は本日の閣議において
決まり、承認を得ました外國為替の予
算につきましても、七、九の月におき

ましては、四一六の月よりも約一億ド
ルの増加をして二億五千七百三十四万
ドルといふような關係になつておるの
であります。又ロー・マテリアルの輸
入も四一六の九千ドルに對し七一九は
一億三千八百ドルといふような価額に
なつておりますので、これらを以ちま
して輸入が順調に行きますならば、原
料の輸入は望み得ることだと考へるの
であります。現在朝鮮事變關係で特需
のものが外貨の裏付がありますので、
やはり輸出と見て差支えないと考へら
れますから、これらに對する原料の輸
入も確保できるものと考へるのであり
ます。それならば事變關係の特需はど
ういふようなものかといふことは、こ
れは現在のところにおいては分りかね
るのであります。併し事變でありま
すので大体鉄材とか或いはセメントと
かがあるのではなからうかといふよう
な予想はいたしますけれども、大して
これは確實性を持つものではないとい
ふことを申し上げたいと思ひます。一部
の商品が國際情勢の動きと共に一部思惑
によつて騰貴するやも分りません。か
ら、先刻申しました輸入を確保いたし
まして、國內の需要を緩和して悪影響
がないように持つて行きたいと思ひう
でございます。

要なことであると思へるのでありま
す。尙これらデータの御入用であり
ますならば、それについても提出を
いたしますからその点御了承願ひたい
と思ひます。

○委員長(深川榮左王門君) 大臣の説
明に對して御質問ございませんか。

○栗山眞夫君 昨日私が質問したこと
について大分詳しくお答を願つたわ
けであります。その中で一番問題に
なる商品の需要と供給とのバランスの
問題、私は質問したのであります。が、
これについては今政府側から大臣が輸
入が順調に進むといふことが前提、而
も朝鮮問題關係の特需といふものはま
あ限られたもので大体そんなに重要視
しなくてもよろからう。従つてバランス
がつく。こういうふうにおつしやつた
のであります。それがそのまゝ行け
ばよいだらうと私は思ひますが、併し
問題は今の繰上げ輸入をやつてありま
すものが一つのストックになるわけ
であります。繰上げ輸入をしなければ
ならぬといふような状況下におきま
して、相當に國內で供給をして行きま
す場合に、その供給の穴をどうにかい
めて行くことができるかどうかといふ
点が將來に残された問題になると思ひ
ます。この点はどうも少し研究をして置
かなければならぬと思ひますが、一番
重要なことは、こうなりましたとこれは
朝鮮事變を契機としたしまして再びイ
ンフレーション的な傾向に經濟界が向
かうことはこれは否定できない。従つて
今も大臣は一部商品の思惑投資が出た

それから第二には、昨日事務當局か
ら詳細に御答弁いたしました通りに各
繊維、ゴム等についても取引所に上場
の氣運はあり得る。上場しても差支え
ないといふこととありますから、取
引所の開設をこの際やるのが最も必

ものに對しては輸入品で以て相當に多
量の商品を通して、そしてそういうよ
うな思惑の起きないように処置をした
い。こういうふうに言われたと思うの
であります。果してそのいふことだ
けでできるかどうか。インフレーショ
ンの面から私共は非常な危惧を持つて
おるわけでありまして、今日物価庁の方
がお見えになつておるかどうか存じま
せんが、お見えになつております
か。物価庁では十九日に部長會議を開
かれ、そしてインフレーションによつ
て物価が相當騰貴の傾向にある。これ
は原材料に對する勸告價格の設定程度
では抑制しきれないので、従つて必要
物資に對しては物価の再統制をしなけ
ればならぬといふ根本の方針を決定し
たといふことが報道せられておりま
す。物価の推移如何によつては價格の
再統制が必要であるとの結論に達した
模様であると或る一部の新聞が書いて
おります。そうして値上りを予想され
る物資として、これは總司令部部内の
意見にもそういう意見があるといふこ
とが附加せられておりますが、羊毛製
品とか、人絹とか、スフダとかい
う繊維製品もその中に加へられてお
る。従つてこの物価庁方面の情勢分析
から来る物価に對する措置を考へて見
ますと、あなたが今お述べになつた点
とは相當に物の考え方、食糧に對する
ように思はれる。従つてこれは通商産
業大臣がそのお述べになつた通りに同
く御信じになつておれば、これをこれ
以上上つてお質しをするわけには

参らんかも知れませんが、物価庁の方
面からこの点をお伺ひしたいと思ひ
ます。この兩者の見解の相違をもう
少し明らかにして置かないと、取引所
法の根本に触れる、昨日から私共の心
配しておる中心問題になるわけであ
りますから、そういうつもりで一つ問題
を氷解させて頂きたいと、こう思ひわ
けであります。

○政府委員(都祐一君) 物価庁とい
ましては、近時自由價格或いは關稅
格におきまして相當の変動が起つてお
りますので、これらの動きにつきま
しては、その原因が國際の價格に影響
されておる点もございします。又一
部に部分的ではあります。が、需要が
相當起つておるといふような原因も
ございします。又思惑もございしまし
う。いろいろ原因がございします。よ
う、物価に相當の変動を來たしてお
るといふことにつきましては、十分その
傾向について調査はいたしておりま
す。併しながら現在の經濟の自己調整
的な作用、又輸入の現況などから考へ
まして、只今のところ、物価を再統制
する必要はないといふ見解に立つてお
ります。従ひまして一、二の新聞にや
や先のことを考へ過ぎたやうな記事
を私も見受けたのであります。が、物
価庁がいたしておられます作業も、現
實を努めて的確に把握していただい
という事務的な作業に止まるのであり、
政府といたしましては、只今物価の再
統制をいたす考えは持つておりませ
ん。

○栗山良夫君 私が伺いましたのは、政府として一本に御決定になつておる方針は、これは今商品取引所法案を通過させようということに非常な努力を払つておられるのでありますから、そういう御説明に終始一貫せられることは、私は当然なことだと思つてあります。御尤もなことだと思つてあります。ただ問題は、そういう説明をなさつておる際において、朝鮮問題以後、アメリカ経済を中心とした、国際的な動き、又これに直結する日本経済の動きにおいて、一抹の不安を持つておいてなることは私は事実であらうと思つて。その不安の程度は新聞その他によつて報道せられておるのであります。昨日は新聞に相当この變つた報道がなされておりますに拘わらず、政府は全然そういうことは知らない、否定をされておりますけれども、少くとも国内新聞に出る程度のことを政府が御存じないと言つては、誠に奇怪な話であります。これは又政治する方法から申しますれば、責任のない新聞にいろいろな見解を発表し、そしてこれによつて国民の方へサウンドをして、その影響によつて政策を立てて行くというやり方もあるものであります。うけれども、私はそういうようなことを入つた手段が今取られるような状態ではないと思つてあります。現実にはびん／＼と響いて来る／＼な影響によつて、こういうような状態になつておると思つてあります。その辺の見通しが、すでに政府内部においても事務的にいろいろ心配して措置せられておるといふ現実から考へまして、政府側は、現在の状態においては、このことを繰返してお述べになつておりますけれども、この現在の状態といふのをもう少し幅を狭げまして、少くとも暫くの間は見通しといふものを、率直に聞かせて頂かなければならぬのじやないかと、こういう工合に思つてあります。今日も現在、明日も現在であります。その時間的な問題をもう少し率直な気持ちでお聞かせを願わないと、どうも私共は安心ができません。こういう状態にあると思つてあります。この点は如何でありますか。

○政府委員(郵務一君) 重ねてのお尋ねでございますが、物価庁といつたしましていつもその職責上、当然物価の推移について研究をいたし、殊に只今の併しなから只今お話のように、これ世間の何と申しまするか、観測を聞こうとするような働きは何もいたしておりません。物価庁の部長會議といふものに私も出席いたし、主宰をいたしておりました。その場合に、そのようないろ／＼なそれらの担当官の研究の報告はございましたが、只今再統制をいたすという考へ方は、會議の際にも出ておりませんでしたし、同時に私、昨日關係方面とも折衝いたしましたが、これらの場合におきまして、只今物価の再統制という考へ方は出ておらないのでございます。従いまして事務の方も政府の方も全く一体となりまして、物価の再統制等について、現在においていふことをもつと幅を広くするというようなお話でございますが、何も今日だけというやうな意味で申しておるわけではなく、只今の状態においては御心配のような再統制を考へる状態には相成つておらない。

すけれども、この現在の状態といふのをもう少し幅を狭げまして、少くとも暫くの間は見通しといふものを、率直に聞かせて頂かなければならぬのじやないかと、こういう工合に思つてあります。今日も現在、明日も現在であります。その時間的な問題をもう少し率直な気持ちでお聞かせを願わないと、どうも私共は安心ができません。こういう状態にあると思つてあります。この点は如何でありますか。

○委員(長(深川榮左王門君) 外に御質問はございませんか。

○西田隆男君 私の昨日の質問に対して通産大臣から只今御答弁を承りましたが、余りにお言葉が低いのはつきり聴き取れません。大臣の御答弁に対して速記録を見た上で又お尋ねしたいと思つて。これに關連しまして、昨日ゴムの問題についての御説明を承りましたが、私は昨日申し上げましたように、朝鮮事變の影響は相當深刻に日本経済に關連性を持つておる、かように考へております。そこで朝鮮事變の進展につれて、日本のゴムの問題に、後の補充がだん／＼窮乏になつて行くであろうということが考へられます。これに對処するためには、現在日本が戦争に負けましたために、人造ゴムの製造を禁止されております。せめて人造ゴムでも、ゴム工業として司令部の許可を受けて、日本の中で人造ゴム工業は再び復活されるというやうなことにでもしなければ、このゴムの問題は決して簡単に解決はつかんと、私はかような考へ方を持つております。が、通産大臣としては、司令部に対して人造ゴムの製造禁止の解けるやうなふうに、司令部に要請する御氣持があるかないか。この問題について大臣に御答弁を願いたい。

○政府委員(首藤新八君) 大臣に対する御質問であります。私が私から代つて御答弁申し上げます。ゴムの原料の獲得が非常に今後困難になりはせんかという、御質問と存じます。この問題につきましては、昨日雜貨局長から詳細に數字上の御説明を申し上げましたから、一応御了解になつておると存じますのであります。大体現在のところ供給には一向不安のない状態にあるのであります。むしろ今後緊急物資の輸入、それらの問題が解決いたしますれば、九月乃至十月になります。それ相當量のランニング・ストックができるというふうに我々は予想してゐるのであります。従つて現在の段階におきましてはゴムの原料の供給に何ら不安はないと申上げて差支えないと思つて。ただ人造ゴムの製造を關係筋に要請したかどうかという御質問であります。が、御承知の通り、人造ゴムは軍需物資でありまして、日本が平和国家として成り立つております今日におきましては、要請いたしまして、到底この実現は困難だといふふうに考へてゐるのであります。従つて今日のところ、關係筋に要請する意向は持つておりません。ただ併しなからアメリカカの人造ゴムの生産が最近急速度を以て殖えて参つております。同時に關係筋におきまして、この際天然ゴムよりも遙かに人造ゴムが安いのでありますから、製品のコストを安くするたためにも、或る程度人造ゴムを使つたらどうかというお話がありまして、その線に沿つて、現在作業を進めておるのであります。或いは近い将来若干ずつの人造ゴムが日本に入つて来るやうになるかも知れんと考へておるのであります。以上で御了承願ひたいと思つてあります。

い。そういう工合に一つ御了解を願いたいと思つて。外に御質問はございませんか。

○委員(長(深川榮左王門君) 外に御質問はございませんか。

○西田隆男君 私の昨日の質問に対して通産大臣から只今御答弁を承りましたが、余りにお言葉が低いのはつきり聴き取れません。大臣の御答弁に対して速記録を見た上で又お尋ねしたいと思つて。これに關連しまして、昨日ゴムの問題についての御説明を承りましたが、私は昨日申し上げましたように、朝鮮事變の影響は相當深刻に日本経済に關連性を持つておる、かように考へております。そこで朝鮮事變の進展につれて、日本のゴムの問題に、後の補充がだん／＼窮乏になつて行くであろうということが考へられます。これに對処するためには、現在日本が戦争に負けましたために、人造ゴムの製造を禁止されております。せめて人造ゴムでも、ゴム工業として司令部の許可を受けて、日本の中で人造ゴム工業は再び復活されるというやうなことにでもしなければ、このゴムの問題は決して簡単に解決はつかんと、私はかような考へ方を持つております。が、通産大臣としては、司令部に対して人造ゴムの製造禁止の解けるやうなふうに、司令部に要請する御氣持があるかないか。この問題について大臣に御答弁を願いたい。

○政府委員(首藤新八君) 大臣に対する御質問であります。私が私から代つて御答弁申し上げます。ゴムの原料の獲得が非常に今後困難になりはせんかという、御質問と存じます。この問題につきましては、昨日雜貨局長から詳細に數字上の御説明を申し上げましたから、一応御了解になつておると存じますのであります。大体現在のところ供給には一向不安のない状態にあるのであります。むしろ今後緊急物資の輸入、それらの問題が解決いたしますれば、九月乃至十月になります。それ相當量のランニング・ストックができるというふうに我々は予想してゐるのであります。従つて現在の段階におきましてはゴムの原料の供給に何ら不安はないと申上げて差支えないと思つて。ただ人造ゴムの製造を關係筋に要請したかどうかという御質問であります。が、御承知の通り、人造ゴムは軍需物資でありまして、日本が平和国家として成り立つております今日におきましては、要請いたしまして、到底この実現は困難だといふふうに考へてゐるのであります。従つて今日のところ、關係筋に要請する意向は持つておりません。ただ併しなからアメリカカの人造ゴムの生産が最近急速度を以て殖えて参つております。同時に關係筋におきまして、この際天然ゴムよりも遙かに人造ゴムが安いのでありますから、製品のコストを安くするたためにも、或る程度人造ゴムを使つたらどうかというお話がありまして、その線に沿つて、現在作業を進めておるのであります。或いは近い将来若干ずつの人造ゴムが日本に入つて来るやうになるかも知れんと考へておるのであります。以上で御了承願ひたいと思つてあります。

局長から詳細に數字上の御説明を申し上げましたから、一応御了解になつておると存じますのであります。大体現在のところ供給には一向不安のない状態にあるのであります。むしろ今後緊急物資の輸入、それらの問題が解決いたしますれば、九月乃至十月になります。それ相當量のランニング・ストックができるというふうに我々は予想してゐるのであります。従つて現在の段階におきましてはゴムの原料の供給に何ら不安はないと申上げて差支えないと思つて。ただ人造ゴムの製造を關係筋に要請したかどうかという御質問であります。が、御承知の通り、人造ゴムは軍需物資でありまして、日本が平和国家として成り立つております今日におきましては、要請いたしまして、到底この実現は困難だといふふうに考へてゐるのであります。従つて今日のところ、關係筋に要請する意向は持つておりません。ただ併しなからアメリカカの人造ゴムの生産が最近急速度を以て殖えて参つております。同時に關係筋におきまして、この際天然ゴムよりも遙かに人造ゴムが安いのでありますから、製品のコストを安くするたためにも、或る程度人造ゴムを使つたらどうかというお話がありまして、その線に沿つて、現在作業を進めておるのであります。或いは近い将来若干ずつの人造ゴムが日本に入つて来るやうになるかも知れんと考へておるのであります。以上で御了承願ひたいと思つてあります。

○委員(長(深川榮左王門君) 私局長から申し上げました數字は存じております。現実の問題として、ただランニング・ストックはありまないと申上げていふと思つて。併しなから需要には一向差支えない程度の供給は行われておるが、併しなから取引所を設置いたしますからには、どうしてもランニング・ストックを相當量持つていふということが重要なファクターと考へてゐるのであります。そこでこれを充實いたしますために、昨日局長からも御説明申し上げました通り、戦後相當量の輸入をいたしまして、十月になりますれば少くとも三ヶ月の需要量に匹敵するだけのランニング・ストックは確保いたしたい、かように存じてゐるのであります。

いうふうなお話だったのであります。が只今次官からの御話では、そうでなく現在も十二分にこれを補填するだけのものがあるといふやうなお話であり、又先の輸入の見通しといふやうなものも、昨日の話では十月になれば、大体三ヶ月分くらいのストックがとれるのではないかと話したのであります。今のお話と大変違ひますが、私も、昨日その点について質問したのであります。現在におけるゴムの需給状況では、取引所を建てるについてはゴムの事態に立ち至つていないのではないかと、このことを聞いたのであります。が、政務次官から現在におけるゴムの需給状況について御答弁を願ひたいと思つて。

○政府委員(首藤新八君) 私は局長から申し上げました數字は存じております。現実の問題として、ただランニング・ストックはありまないと申上げていふと思つて。併しなから需要には一向差支えない程度の供給は行われておるが、併しなから取引所を設置いたしますからには、どうしてもランニング・ストックを相當量持つていふということが重要なファクターと考へてゐるのであります。そこでこれを充實いたしますために、昨日局長からも御説明申し上げました通り、戦後相當量の輸入をいたしまして、十月になりますれば少くとも三ヶ月の需要量に匹敵するだけのランニング・ストックは確保いたしたい、かように存じてゐるのであります。

○委員(長(深川榮左王門君) それではお諮りいたします。昨日、昨日局長、それから雜貨局長からいろいろ資料について説明がございましたが、そ

いかという、その点につきましましては、私共の方ではつきりした意見を持合せておりません。併し、只今お諮りなされては、只今御承知のように、最近特に大阪方面の価格が非常に上つておることは事実であります。上つておりますけれども、それらの価格について、それが短期のものであるか、長期のものであるかというような考慮も、必要であらうと思ひます。それから又それらの価格の騰貴の原因が、果して輸出の裏付けがあるかどうかというこの考慮もやはり必要だと思ひます。端的に申しますれば、輸出向けのものにつきましまして、海外からの需要が旺盛であるために、その輸出価格が上つております今日におきまして、物価庁としては特に、それを、価格を抑制するための措置というものを講ずること、一般的に申しますれば必要がないものと考えます。只今の価格の動きにつきましても、更に日一日激しい動きをしておりますが、それらにつきましまして、物価庁としまして、或る程度の公式の措置を取りますにつきましましては、その現在の需給状況、その後の動きの状況につきましまして、或る程度のはつきりした見解を得ました上で、勧告のようたすのが適当じやないか、勧告のようた措置を取る必要があるとすれば取るというところが適当かと考えます。

○境野清雄君 只今のお話は少しおかしじやないかと思ひますが、例えば人絹糸のようなものを一つの例にしまして、そのものが五割から値段が国内で上つたというものは、即ちその織物が海外に輸出されるという場合には、海外は国内の原料糸というものをスタンダードにすれば、これは結局ツリアル・ダンピングというものが起つて来ないかというようなことを感ずる。併し又大阪方面で上つたという程度に、既に堅く見ておるのではなくて、相当そのものが輸出と関連性のあるものに對しては、もつと早急に物価庁自体でも、私共が考えれば、こういうものに對しては手を打つべきでありまして、それがまだ物価庁自体の見解では勧告を出す限界に行つていないというこれは私共としては甚だ受取れないので、このことは今お話のように輸出というものに直接関連があるということとを考えると、どうも今の御答弁では納得が得られないのですが、もう一度御答弁願ひたいと思ひます。

○説明員(狩谷孝一君) 只今申し上げましたのは、これを要約いたしまするに、最近におきます価格の動きにつきましまして、物価庁としてこれに對して例えは勧告というようた措置を取りますにつきましましては、現在の需給状況及び今後の見通しというものにつきましまして十分調査をした上で必要とあらば取る、かようなことにいたしたいと思ひますので、ただ一日或いは数日、或いはここ一週間乃至十日の動きを以てして、直ちにそこで以て物価庁として勧告の措置に出るということはいたさないという程度の意味でございます。

○委員(長深川肇左門君) 他に御質問はございせんか。……ちよつとお諮りいたしますが、この問題はまだ後にも質問があるかと思ひますが、一応法案の審議に入つたら如何なものだろうかと思ひますが、御意見を伺ひたいします。

○境野清雄君 法案の審議に入る前に、大体次官からお話があつたのですが、この商品取引所法案の提案理由は説明して呉れたんですが、直接担当している企業局としてのこの法案に對する趣旨なり何なりありましたら一応お聴きたいと思ひますが、そのことを皆さんにお諮り願ひたいと思ひます。

○委員(長深川肇左門君) 只今境野委員から御答言のありました企業局としての趣旨その外の説明がありましたら、一応政府側から御説明をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(石原武夫君) この取引所を設置いたします趣旨につきましましては、概略のところは提案理由で申述べたつもりでございますが、趣旨といいたしましては、大要提案理由に言つておると思ひますが、法文が非常に長文でございますので、その概要と申しますか、そういうことを御説明申し上げますが、その趣旨を御説明申し上げます。商品取引所法案要綱というものがお手許に差し上げてあると思ひますが、お手許になければ只今お配りいたしますが、これは法律案を極く要領をまとめたものでございまして、これについて御説明申し上げたいと思ひます。尚まだお配りしてないようでございまして、それでは一応今資料を取寄せまして、至急に御配付申上げたものと存じますが、それまで暫く口頭で説明させて頂きたいと思ひます。商品取引所法につきましては、先般衆議院でもございまして、尙提案理由にも書いてございまして、棉花以下九品目を法定いたしましたので、その他のものにつきましましては事情によつて政会で追加できるというふう

に規定がございまして。この点は現行の取引所法と申しますか、從來ありました取引所法におきましては法律に何ら譲つてございせんでしたが、今回はその点を明らかにいたしましたのであります。それから次にこの商品取引所におきましては先物取引と申しておりますが、或いは清算取引と申した方がお分りいかと思ひますが、その先物取引を認めております、これは現在の証券取引所法におきましては認めておらない点でございますが、商品といいたしましては少くとも清算取引が認められま

せんとその効果が著りませんので、先物取引といふことで差金の決済による商品の清算取引を認めておるわけでございます。それから次に組織といたしましては、これは提案理由にも、詳しく申述べたつもりでございますが、會員組織に限つております。それで會員組織で會員が取引をいたしますのでございまして、會員のうち委託を受けて売買取引をするにつきましましては、會員の中から更に商品仲買人というものを設けまして、一応主務省に登録いたしまして、一般の會員と區別をして取扱うことにいたしております。この趣旨は今回の取引所法は會員組織で、なるべく広く門戸を開放し、そうして実需家の方に御加入を願ひ得るような途を開きまして、他面委託者を保護する必要がございまして、この委託者の保護をいたします観点から商品仲買人という制度を設けまして、特に嚴重な資産要件その他監督等をいたしまして、委託者の保護を図るという趣旨からこの制度を新らしく設けたわけでありまして、この仲買人は從來の取引所法においてはなかつた制度でございます。今

初めて創設した制度でございます。會員組織にいたしました関係上、取引所は営利の目的を以て業務を営めない、附帯事業につきましても主務大臣が特に必要と認めた以外のものは営めないというようた制限を設けております。

それからその次に市場の開設の制限といたしましては、先物取引にこの取引所法による取引所に限るといふことにいたしておりますが、これはもとより當然のことではあります、尙取引所は一種の商品については一つの市場しか開設してはならないという規定を設けております。これは取引所の趣旨ができるだけ広い範囲に亘りまして或いは大量の取引が一個所に集中される、それによつて公正な値段が形成されるというようた狙ひからしまして一商品に對しては市場という制限を設けたわけでございます。

次に取引所の設立の關係でございますが、從來の取引所法によりまして免許主義でございまして、相當從來の例を見ますと嚴格な運営をされておつたのであります、今回は是でございまして業界の意思に委せたいという趣旨からいたしまして登録制度にいたしました。そうしてただ登録制度と申しましては法定されております……法文で申しますと、第十五条に登録の拒否の要件を掲げております。法律に登録拒否の要件を掲げてそれによつて該當いたします場合は登録を拒否いたしますが、それ以外の場合においては登録をするということにいたしました、その關係を明らかにし、できるだけ業界の自主的な活動の範囲を拡げるという趣旨で登録制度にいたしましたわけでありまして。

次に会員につきましては、会員たる資格を有する者については制限を附さないこととしたしております。これは従来の取引所におきましては、取引所におきましても或いは証券取引所におきましても、会員なり取引所の人数の制限がございまして、おきましては、この法律におきましては、その人数の制限を行なうような規定になつております。又会員の資格につきましては、上場商品、その主たる原料でありますとか、又はその商品の生産加工というものをやつております者は何人でも入れる。ただ一つの条件としたしまして純資産要件というものを法定しております。これは取引の安全を確保いたします。これは取引所に一定の資産要件を掲げたわけであります。その他につきましては、資格条件としたしまして、刑罰関係の適用のある者は除外してあります。それ以外については特段の制限をいたさないこととしたしております。

は特段の問題はございせんので、従来の法令と殆んど同じこととでございまして、理事長、理事、監事等の必要な役員を置くような規定を設けておるようなわけであります。

その次の計算につきましては取引所が、仲買人の保証金というものの預託を受けるようになっておりますが、その運用については制限をいたし、不当なる運用のないような点に注意いたしております。また、会員組織という意味に基きまして、剰余金を会員に分配するということに類するものな制度を認めないこととしたしております。

次の取引所における売買取引でございますが、第一点は取引所におきまして売買取引を行ひ得る者は会員に限つておきまして、会員が予め取引所を通じて登録をしております商品に限つてのみ売買取引ができるという規定をしております。尚売買取引の方法その他につきましては、取引所が定める業務規程に従うこととしたしております。尚売買取引の履行を確保するために、取引所が会員から売買証拠金を徴することができるといふ趣旨の規定をしております。尚格付けにつきましては、取引所において定められた格付けに従つて行ふこととしたしております。それからその次に問題となりますのは、市場における売買取引はすべて取引所を通じて行なわれなければならないこととございまして、これは取引所の性質上すべてさうなつておつて、特に問題の点はないと存じます。

の受託の関係を規定しております。が、受託の場所は登録を受けた場所に限るといふこととしたしております。さういふ外資員と申しますが、さういふ制度は認めないこととしたしております。これは証券とは違ひます。証券にはさういふ外資員の制度は認められておるのでございしますが、商品取引所につきましては、さういふ制度を設けなければならぬ。実体的な必要性も少ないと思ひます。又外資員制度といふものは、弊害が非常に多いので、さういふ外資員制度を今回は認めないこととしたしております。その他行為を禁止することは当然でございしますが、その他受託契約準備に従ふなければならぬ。売買手数料を徴収する、売買証拠金を徴収しなければならぬといふ規定も、これは取引所の売買に附帯いたしまして当然の規定を設けておるわけでございます。

○委員長（深川肇左門君） ちよつと途中ですけれども、お諮りいたしたいと思ひますが、只今衆議院の方で日本製鉄株式会社法廃止法案の審議をやつておりますので、大臣はその方に出席したいと言われておりますが、大臣に對する質問は後刻に譲ることとしたしまして、一應これであらに行かれますことに御異議ありませんか。

○政府委員（石原武夫君） 次の解散等につきましましては、特に御説明を申し上げる程のことではないと思ひます。

登記等は相當長い条文を置いておりますが、いわゆる手続的の規定を法律に設けておるに過ぎないのであります。

十三番目が監督でございますが、報告を徴します。殊に必要の場合には臨検検査をするといふ規定は、他のこれに似た法律とほぼ同様の規定を設けております。又取引所でありますとか、会員でありますとか、仲買人が法律或いはこれに基く命令に違反したといふような場合に、登録取消とか、業務の停止、会員除名、いろ／＼さういふ監督の規定を必要の場合に設けておるわけでございます。尚取引所の運営の表決を決定する定款の外、業務規程、受託契約準則等につきましては、これは取引所の登録をいたします場合、その他に届出をすることになつておきますが、それらにつきましても受託者の保護を図りますとか、公益上の必要があるといふような場合には、変更を命ずることができるといふ規定を設けております。

その次の十四番目は、仲介及びそれに関連する商品取引所取引紛争審査会といふものでございしますが、これにつきましては証券取引法の例に倣ひまして、商品市場における売買取引における紛争を処理いたすために、仲介の制度を設けたわけでございます。証券取引所法におきましては、証券委員会は三人の委員で作られておりますので、委員会自体が仲介をいたすことになつておりますが、こちらにはさういふ委員会組織がございせんので、大蔵、農林、通産の關係省から三人の職員を一人ずつ出して、商品取引所取引紛争審査会といふものを作りまして、紛争が起りました場合に、当事者の申出があつた場合に、これに對して仲介をすることになつております。仲介は当事者の申出によりまして協定案を作るわけでございます。

その次の十五番目は、商品取引所審査会といふもので、これは提案理由にも御説明を申上げておいたつもりでございますが、これが国民経済に与える影響が相當重大であるといふ見地からいたしまして主務大臣が主要な処分をいたします場合に、すべての審査会の議を経なければならぬという規定を置いております。尚この審査会の構成をいたしまして会長一人及び委員四人で組織いたしますのでございしますが、これらの任命につきましては予め同議院の同意を必要とするという慎重な手続を踏んでおるわけでございます。

その次に十六番目には規則と書いてございしますが、そのうちの一番目に、裁判所は緊急の必要があると認めるときは、主務大臣の申立によりこの法律に違反する行為の禁止を命ずることができるといふ規定を設けてございします。これも証券取引法に倣つた制度でございます。いわゆる英米法のインジャンクションの制度をここに設けてあるわけでございます。その他特に申上げることはございせんので、以上で御説明を終ります。

○委員長（深川肇左門君） 御質問はございせんのですか。別に御質問がございせんのですら、商品取引所法案の審議に入りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員長（深川肇左門君） それでは

○委員長（深川肇左門君） それでは

○委員長（深川肇左門君） それでは

政府委員から説明を聞くことにいたしました。若しも只今の企業局長の説明に質疑がございましたら後刻にして頂きたいと思ひます。ちよつとお諮りいたしますが、逐条審議に入りますか、総括的な説明を聞くことにいたしますか。速記を止めて。

〔速記中止〕

○委員長 深川左工門君 速記を始め。逐条審議は今日議員の出席が大分少ないようでございますから、後廻しにいたしまして、総括的な質問がございましたらばこの際済ませておいて、この次逐条審議に入つたらいかがと思ひます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(深川左工門君) 御異議ないと認めます。それではさういふうにいたします。

○境野清雄君 大体私はこの法案の中で大きい問題だと思ひのは、第三十八条の三項にあります。會員信託金の問題でありますけれども、この會員信託金というのは、要するに証券取引所に上場されておる証券に限つて、その中から主務大臣が指定する、さういふふうな事項があるもので、これは相当非上場の証券についても充當の途を開いて頂かないと、例えば東京大阪という都市においては余り困らんとしますが、この問題は相当地方において、例えば福井なりその他豊饒なりというふうな都市でやりますときに、上場証券でなければ、地方株はこれは有効でないといふことは非常にまずいのではないかと思ひます。この非上場の証券についても充當して貰いたいというふうな点と、それからもう一つは、今問題になりました百三十九条の審議会の問題、

この二つの問題になるのだと思ひまして、大体審議の方としましては、今の附則のこの第一にある「二十五年八月一日からこれを施行する」といふことは、これはもう到底不可能なことでありまして、十五日なり、九月一日まで延ばさなくちゃならないといふことは、これはもう一応修正なり何なりでやつて貰わないことにはこの法案自体が動かないのぢやないか。それから同時にこの附則の七項にありますことと、今の百三十九条、さういふ問題と睨み合せて見ましても、今の国会でよく行きましても二十八、九日になつて初めてこれが衆議院を通過するといふやうな結果になりはしないか。さうしますと、七月三十一日まで、僅か三日ばかりきり日にちがない。その三日ばかりの日にちの中には一応この議案を通過したもの、議長から上奏しまして、これが公布されるということにえ一日になりましても、余すところ二日ばかり、そこで審議会の委員といふものを内閣総理大臣から同院に持つて来るということも、ただ単に直ちにこの法案が通過し、そして公布されたから、それによつて内閣総理大臣が自分の手持のものなり何なりを……業界の推薦なり何なりを持つて来るというのではなく、やはりこれには一応あちらさんの意向も聞かなくちゃならないのぢやないか。さうしますと今日持つて行つて今日返事をしてくれといふことは、これは不可能である。そこで若しその者のスキヤツプの方の許可というふうなものが八月一日になつたというふうな場合には、公布されるときには未だ国会は開会中である

が……その方の面から見ますと、内閣総理大臣は両院の協賛を経なくちゃならぬといふ面があるのに拘わらず、八月一日乃至二日になつて来たら休会中だから両院の同意を得ないで、審議会の最初の会長、委員として次の国会に事後承認を得なければならぬのぢやないか。さうするとの問題は相当今から政府の方に見通しを付けて頂かないと、この審議会の委員という問題で、相当これは行詰るやうな形になりはしないか。さういふことに対して一応政府はどういうやうなふうに考へておられるか。又これを私共が惡意に解釈すればさういふやうなことにして公布を延ばしてしまふ。二十九日に通過したにも拘わらず公布を八月一日に延ばして、さうしてその場合は法規の解釈によつてその公布された日がこの基準になるというやうな解釈で、休会中なんだから総理大臣が独自の見解で決めるというやうなことをやられることは遺憾なことであるので、この点に關して特に政府の方の御説明をお願いしたい。又一つ各党の委員もこの点は十二分に一つ御審議願ひ方が間違ひがないのぢやないか。こんなふうな思ひのであります。大体これは私共は政府の方としても理由のあることだと思ひのあります。大体議長から委員会に七月十三日にこれを付託せられた。余すところはフルに使つても十九日しかないので、十九日しかなくて、そのうち參議院だけの面を見れば日曜を抜かしたといふことにすれば約一週間ぐらいいしかな。一週間しかないときにこの附則の一項で以て八月一日から施行するといふことを書いたことは、この法案をこちらの方に付託したときから少し不

親切ではないか。これは第七国会の五月の二日のときに最後に行つて衆議院の本会議で審議未了になつたのであります。参議院は委員会も本会議も通過して、衆議院の委員会も通過して、土壇場に、時間が十一時過ぎだつたので本会議で審議未了になつたやうな経過から見ましても、この八月一日といふものは、勿論休会中に政府としてはやつておられたので、もつと早く臨時国会が開かれるという予測或いは六月頃には臨時国会が開かれる予測からして、八月一日は無理だらうと思ひます。これが今勿論申上げましたやうに、これが付託されたのは七月十三日だと思ひます。これは十五日なり九月一日に直して貰つてもよかつたのぢやないかという考へがあるのです。さうして一応法文に纏つておるのですから、さういふことは余り追及しないつもりですが、さういふことに關連しまして、この百三十九条の面、それに対する附則の七項の面は、相當政府の方で御研究願つて万遺憾ないやうにやつて頂かないかと、これは大きな問題が起りはしないか。こんなふうな思つております。

○政府委員(石原武夫君) 只今お話をございました二点について御答弁申し上げます。第一の御質問にございました三十八条の問題でございまして、會員信託金等の代用有価証券の問題だと存じますが、代用有価証券の問題につきましても、これは金銭の預託が原則でございまして、實際上の便宜を考へまして、代用有価証券という規定を設けておるわけでございます。如何なるものを代用に認めるかという点、二つの問題があると思ひます。一つはその価値が確實であるという点、それからこれを換領する必要があるつた場合、これを差押えするとか優先弁済を受けるという問題になりまして、それが確實であり、且つ迅速に換領が可能だといふことが代用の有価証券として望ましいものだ、さういふ考へておるわけでございます。それで、そこは国債、地方債の外上場されております社債、若しくは株式のうち取引所が主務大臣の承認を受けて指定するもの、かような規定を設けたわけでございます。これは証券取引所法におきまして同じやうな制度がございまして、これはそれに倣つたわけでございます。併し只今お話のございましたやうに、必ずしも上場されておるものでも確實な有価証券のあることは事實と思ひます。さういふものにつきましても換領が或る程度可能なものについては、代用有価証券の趣旨から申しまして、必ずしも排除する必要はないと思ひますが、具体的に行政面でさういふものをどれを取上げる、どの株式を取上げ、どれを取らんかといふことは、非常にむずかしい問題であります。第一、中には確實であつて相當の価値があつても、換領が非常に困難だといふやうなことがあり、その点を行政官庁の指示によつて余り動かすといふことはできないという点もございまして、又前例もございましてので一応それに倣つて、かような規定を設けたわけでございます。尙この点につきましても關係方面の意見もございまして、前例に倣つてかような規定にいたしましたわけでありまして、これは只今境野委員から御発言になりました通りでございまして、実は我々とい

たしましては、この前の国会のいきさつもございまして、開会勢頭には次の国会に上程願いたいということ、審議の方の御希望もできるだけ早く証券取引所法の改正をするという希望もございまして、自分の方としてはできるだけ早く司令部の了解を得たいということ、当時国会の開会期日はつきりいたしておりました、同時にすでに司令部に提出しておつたというやうな事情でございまして、実際開会の期日が当初の予定より遅くなりましたので、現在の段階におきましてこの法文を讀みますと、八月一日を施行期日としておりますが、審議に重要な事項はすべてここに諮問しなければならぬということ、当然その前に審議会の制度が施行され、公布される必要があるという規定ができておられるわけでございます、現状では先程お示しのように、如何にあるものか、十分説明のつかぬような状況になつてしまつたわけがあります。この点は尙附則との関係も引用されて詳しくお話がございましたが、その関係は正にお示しの通りでございます、我々といつたしましては、かような見通しの悪い法案を出したということは甚だ申訳ないと思ひますが、その間の是正につきましても、今日この委員会においても十分御配慮を煩わしたい。この点お願い申し上げます。この点お願い申し上げます。

の趣旨が、上場株のうち地方株と、こゝろ御質問か、或いは上場株でない地方株……
○境野清雄君 上場株でない地方株です。

の八月一日というものを修正して行くといふことは、不穩当だと思ひますから、これは一つ審議した後にやつて頂きたい。こゝろに思ひます。
○古池信三君 それではその機会に適當な時に定めるようにお取計らい願ひたいと思ひます。

委員 深川榮左エ門君
理事 古池 信三君
廣瀬與兵衛君
栗山 良夫君

○政府委員(石原武夫君) それは先程お話がございましたように、私たちといたしましては、上場株でない地方株におきましても、沢山動かす株につきましては特に代用有価証券と見ても差支えない株もあることも事実だと思ひます。従ひまして今後これの法律の運用、或いはその後の実情によりまして、さうなものも取上げる必要があるといふことになりますれば、十分この際考慮いたしてみたいと思ひます。

○政府委員(石原武夫君) それは先程お話がございましたように、私たちといたしましては、上場株でない地方株におきましても、沢山動かす株につきましては特に代用有価証券と見ても差支えない株もあることも事実だと思ひます。従ひまして今後これの法律の運用、或いはその後の実情によりまして、さうなものも取上げる必要があるといふことになりますれば、十分この際考慮いたしてみたいと思ひます。

○委員(深川榮左エ門君) それではさういふことにいたします。
○小野義夫君 審議の方法につきましても、なるべくこれは逐条審議も結構と思ひますが、これを條讀みにして第百何条百何条と一々逐条審議をするといふのも少しどうかと思はれるので、従来若しこゝろ法案に対する適宜な方法があるならば、さういふ方法をお取り下さいます、案の内容の正確を期することは結構ですけれども、手続はなるべく簡単にやつて行くやうなことにして、一つ皆様からお聞かせを願ひたいと思ひます。

委員 上原 正吉君
小野 義夫君
小松 正雄君
棒 繁夫君
加藤 正人君
山川 良一君
駒井 藤平君
境野 清雄君
西田 隆男君

○古池信三君 只今の境野委員の御質問に關連するわけでありまして、私共この法案を見まして、施行期日八月一日と確定をしておりますことは、現在の審議の情勢から見まして無理がありはせんかと、かように考へるのではありません。それで本法案の運用を円満完全にする意味合いにおきまして、委員会としてこの点について若干の修正をいたしたかどうかと考へるのであります。修正意見を提案してよろしいと思ひますか。

○古池信三君 只今の境野委員の御質問に關連するわけでありまして、私共この法案を見まして、施行期日八月一日と確定をしておりますことは、現在の審議の情勢から見まして無理がありはせんかと、かように考へるのではありません。それで本法案の運用を円満完全にする意味合いにおきまして、委員会としてこの点について若干の修正をいたしたかどうかと考へるのであります。修正意見を提案してよろしいと思ひますか。

○委員(深川榮左エ門君) それは御意見を伺つておきまして、後刻審議の場合に適當な措置をお諮りいたしまして、さうして進んで行くやうにいたしたいと思ひます。外に御質問もないやうでございますから、本日はこれで散會いたしたいと思ひますが、如何でございますか。

國務大臣 通商産業大臣 横尾 龍君
政府委員 通商産業政務次官 首藤 新八君
通商産業企業局長 石原 武夫君
物価行政務次官 郡 祐一君
説明員 物価庁調査課長 狩谷 享一君

○境野清雄君 今の私の最初の質問の上場株というものに關しましては、さうすると政府の方としてはこの法案にはこゝろあるが、地方における株券に対しても一考すると、こゝろやうな考へですか。

○境野清雄君 只今の古池委員のお話は尤もだと思ひますけれども、これは一応この法案を審議いたしました後に、さういふやうな提案をして頂きたいと思ひます。こゝろに思ひます。

○廣瀬與兵衛君 散會に異議ありません。ただちよつとあと懇談を少し……
○委員長(深川榮左エ門君) それでは次回は明二十二日午前十時より開會いたしたいと思ひます。どうぞさう御了承願ひます。それではこれで散會いたします。

午後三時九分散會
出席者は左の通り。

昭和二十五年八月一日印刷

昭和二十五年八月二日發行

參議院事務局

印刷者 印刷 庁